

興農合作社・満鉄調査部事件の罪と罰

——第2次世界大戦下の満洲国にあって

松岡 將



I はじめに——「興農合作社・満鉄調査部事件」とは

興農合作社・満鉄調査部事件とは、第2次世界大戦下の満洲国にあって、独ソ戦開始の4か月後、太平洋戦争開始の1か月前の昭和16年11月4日、「現地派」ともいべき興農合作社の関係者50余人の一斉検挙に始まり、以後、翌年9月21日、「現地派」に対して「書斎派」ともいべき満鉄調査部関係者28人の一斉検挙など経て、最終的には、第2次世界大戦の最末期、昭和20年5月1日、新京（現・長春）高等法院での満鉄調査部関係者20人への、全員執行猶予付徒刑3年の判決で終わった思想犯事件である。百人近くの全検挙者に対する3か年半に及ぶ、検

挙、送致（送検）、起訴（または起訴猶予）、法廷審理・判決の物語であった。

まず、この事件に登場する関係団体等を説明すると、「興農合作社」はわが国の「農協」に相当し、当時4千万人口の9割が農民という満洲国に於いて、農業・農村の振興を図るべく、満洲国が積極的にその設置を進めていた組織であり、事件当時、1万2千人ほどの役職員数を擁していた。「満鉄調査部」は南満洲鉄道株式会社（以下「満鉄」）に所属して、単に満洲のみならず中国や東亜全体について、産業・経済・社会の分析・調査を行っていた、「元祖シンクタンク」ともいわれる調査員1600人の一大調査機関であった。「満洲国協和会」は建国の5か月後の昭和7年7月25日、皇帝溥儀を名誉総裁、

国務総理を会長として設立された、多民族国家の満洲国にあって「民族協和」をはかるための唯一の民意吸収機関であり、事件当時、会務職員数は約3000人、分会数4000余、会員数は200万に達していた。

次にこの事件に関して、『在満日系共産主義運動』という大部の報告書（以下『関憲報告』）を残している、もう一方の主人公、「関東憲兵隊」も説明を要する。往々にして、「関東軍憲兵隊」などと誤解される場合があるが、関東軍とは別組織で、陸軍大臣配下の東京の憲兵司令官の命令系統に属し、満洲国では新京以下20の都市に兵力3000人ほどの憲兵隊を管轄し、「警察権」をも行使して満洲国警察（満警）を補完し、主導して、匪賊対策や

各地の前歴者を含む不穏分子の監視・防諜・治安維持などの任にあたっていた。

II 満洲国の形成過程と当初の国造りの課題

清朝最後の皇帝・宣統帝溥儀を執政として、昭和7年3月1日に建国された満洲国は、大戦の最終局面・ドイツ降伏後3か月の昭和20年8月9日、ヤルタ秘密協定に基づき日ソ中立条約を破棄して対日宣戦、突如一斉侵攻を開始した170万ソ連軍の猛攻を受けて同18日深更、鮮満国境の寒村、大栗子での皇帝溥儀の退位宣言で消滅した。命脈わずかに13年半であった。だが、この短い期間にも学び取るべき多くの歴史的教訓を残している。「興農合作社・満鉄調査部事件の罪と罰」もその1つである。

満洲国がヨチヨチ歩きから、一応「国」としての歩みを始めたのは、昭和12年末に日・満両国間で「満洲国ニ於ケル治外法権ノ撤廃条約」が調印され、それが発効した翌昭和13年以降である。農村人口約9割という実情からして、産業・社会政策上の大きな関心が、農業・農村へ向けられたのは当然であり、興農合作社の全満的育成はそのためのものであった。だが、広大な満洲国に於いて、農業・農村対策

のみならず、あらゆる行政・施策を推進するにあたって、決定的に不足していたのがいわゆるインテリ・知識階層であった。

他方、同時期の日本内地では昭和一桁年代の閉塞状況から、大量の左翼（治安維持法違反「前歴者」、右翼（五・一五事件や二・二六事件の関係者、同調者）、そして新天地希求者などが、我を容るるに狭き国」（北帰行「原歌」）を離れ、“自ら求めて”、あるいは時代に“押し流されて”、自己実現を図るべく満洲へと海を渡ったのだった。そして、その就職先としては、全満で1万を超える役職員数を擁した興農合作社関係も多かったのである。

昭和14、15年頃の満洲国は治外法権撤廃後の制度改革の過渡期を過ぎて、一応、経済社会は順調な発展経路を辿っていた。同時期、満洲国協和会では月刊機関誌『協和運動』の発刊や、中央本部実践部に「嘱託室」を設置しての、施策の普及推進や満洲国の発展課題の探求に努めていた。

そのような状況の中で、昭和15年7月、協和会にとっても痛手、かつまた関東憲兵隊にとってもその面目を失わせる事件が起こった。

協和会中央本部実践部実践科員で、「嘱託室」所属の「前歴者」平賀貞夫が、

東京・横浜を中心にした日本共産党再建活動に関連して、東京の警視庁係官に逮捕されたのである。この逮捕劇に触発された関東憲兵隊は、以来、満洲国協和会「嘱託室」関係者と、平賀貞夫周辺の前歴者たちの綿密な偵諜を開始するに至った。これが1年後の興農合作社・満鉄調査部事件への1つの導火線となった。

III 第2次世界大戦の推移と我が国の進路——南進論と北進論

昭和14年9月に始まった第2次世界大戦では、昭和16年6月22日、バルバロッサ作戦を皮切りとする独ソ戦が開始されたが、この独ソ戦の推移は長大な国境線を隔てて強力なソ連極東軍と対峙する満洲国にも、陰に陽に影響を及ぼした。

その第一が、同年7月7日、在満兵力を70万超にまで増強する「関東軍特殊演習」の発令であり、さらに関東軍隷下に山下奉文中将を司令官とする「関東防衛軍」を新設するなど、満洲全土は極度の緊張に包まれた。そんな中で関東憲兵隊としても、敢えて“平地に乱を起こす”ことには慎重たらざるを得なかった。

この年の夏から秋、ワシントンでの日米交渉が不調への途をたどったことで、対ソ北進論は急速に非現実化し、満洲国



かつての関東軍総司令部建物（在長春・現中国共産党吉林省委員会）

の人心も安堵・温和化へ向かった。

そのような情勢下、関東憲兵隊は北安省興農合作社聯合会事業科長の情野義秀が、公金横領の上、南支逃亡を企図中であることを探知し、10月13日、四平憲兵隊が情野を逮捕した。情野は逮捕されて数日後、その関与する興農合作社事件（秘密中核体関係）の概要を供述した。

この時期は、東京では尾崎秀実、リヒャルト・ゾルゲらゾルゲ事件関係者が相次いで逮捕されつつあり、10月18日には東条内閣が成立した（首相が陸相を兼任）。そして、この時の東京の憲兵司令部本部長こそ、東条の腹心で三奸の一人として著名な加藤泊治郎陸軍憲兵少将であった。

IV 興農合作社事件の生起

—— 関東憲兵隊の勇み足？

昭和16年11月4日朝、関東憲兵隊は、満洲国警察の協力の下、北満の賓江省、北安省を中心に、全満にわたって、主として興農合作社で現地活動をしていた容疑者50名余の一斉検挙を行った。

検挙者の中には、昭和11年頃から北満の賓江省綏化県で、同地域の貧・中農層を対象とする農事組合運動を展開して多くの同調者を得ていた旧制一高中退の佐藤大四郎が含まれていた。

また、検挙者の多くは前歴や活動歴を有していたが、前歴・活動歴もなく、周囲から「なぜ？」と思われる人達もいた（結果的には協和会「囑託室」関係者であった）。

満洲国に於いて事実上「警察権」を行使していた関東憲兵隊といえども、検挙した容疑者を処罰・服罪させるためには、満洲国刑法第一条に「罪ト刑トハ法律ノ定ムル所ニヨル」とある以上、満洲国の司法制度によらざるを得なかったのは、当然であった。

しかし、司法体制としては当時、検挙者たちに適用可能な法律は「暫行懲治叛徒法」（以下「叛徒法」）という古めかし

い法律があるだけであった。しかもこの法律は、違反者に対して死刑か無期徒刑、あるいは10年以上の有期徒刑を課す、とする恐ろしい法律であった。したがって、一旦、関東憲兵隊が、同法違反容疑で容疑者を送検すれば、受理した検察庁側としては、起訴猶予処分しない限り、徒刑10年以上の重罪犯として訴追しなければならなかった。

さらに、司法体制の人事面では、この一斉検挙が決定された時、満洲国検察の最高責任者である最高検察庁次長ポストは、治安維持法の執行に詳しい重鎮の平田勲が、8月末に重病で退任し、たまたま空席になっていた後任が着任したのは、



かつての関東憲兵隊司令部（在長春・現吉林省人民政府）

一斉検挙の後であった。

しかしながら満洲国としては、一斉検挙が関東憲兵隊の勇み足であったにせよ、矢が一旦弦を放れてしまった以上、関東憲兵隊の「事前協議不充分・独断専行」をなじってみたところで詮方なく、何とか関東憲兵隊・満洲国検察・満洲国司法部の三者で事態の收拾策を生み出さねばならなかった。かくして、三者三様の役割分担的事件対処策が始まった。

V 治安維持法の公布・施行と熱海での鈴木小兵衛の検挙

「泥縄」という表現があるが、それはあたかも前記叛徒法の改正法として昭和16年12月27日に公布・施行された「満洲国治安維持法」（以下「治維法」）のためにある如くだった。

実際、満洲国刑法（以下「刑法」）第八条には、「犯罪後法律ノ変更アリタルトキハ新法ヲ適用ス」とあり、一斉検挙後2か月近くたってはじめて、関係者は本件処理のための使い勝手のよい適用法条を手にしたのだった。同条後段、「但シ旧法ニ定メタル所ヨリ重ク処断スルコトヲ得ズ」は、「やりよう」の問題だった。

上記の治維法公布・施行の数日後の暮れも押し迫った12月30日、11月の中旬に

ハルビン付近で負った自動車事故の傷害を熱海で療養していた協和会調査部参事の鈴木小兵衛が、東京憲兵隊によって検挙され、真冬の新京へ護送されてきた。東京帝大新人会出身の鈴木は、昭和一桁年代の終わり頃から『日本資本主義発達史講座』に論文を掲載し、昭和10年に



『満洲評論』誌に載った尾崎秀実（左から3人目）と鈴木小兵衛（右から2人目）

は自身でも分厚く晦渋な『満洲の農業機構』を出版して、同年に満鉄調査部に入ったのだった。以後、鈴木は満鉄在籍のまま、農業問題専門家として協和会専任嘱託などをつとめたりもしたが、結局、前述の平賀貞夫逮捕の頃、満鉄を離れて協和会に在籍することになった。

彼の検挙の理由は、一斉検挙された興農合作社関係者の多くが、憲兵隊に尋問された際、彼らの活動にバイブル的な大きな影響を与えた本として、鈴木が『満洲の農業機構』を挙げたことであった。

昭和16年11月4日の興農合作社関係者の一斉検挙に加えての、この「書斎オンリー」の鈴木小兵衛の検挙は、治維法第一条（叛徒法第一条）の団体結成（結社組織）罪のみならず、当局側が同法第五条（叛徒法第三条）の宣伝罪の適用をも考慮に入れたことを物語っている。

宣伝罪に関しては、叛徒法では「十年以上ノ有期徒刑」だったのが、治維法では「死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ徒刑」と改正され、適用の自由度が大幅に増した（後述のように「徒刑三年での執行猶予付判決」も可能となった）。

そしてこの満鉄、協和会の双方に在籍した鈴木小兵衛は、後述のように検挙2〜3か月後に、興農合作社事件をして満鉄調査部事件へと展開せしめていくキーパーソンとなる。

VI 一斉検挙者の送致開始、中核体関係者の断罪、そしてその他の送致・起訴

一斉検挙2か月後、昭和16年末におけ

る治維法の公布・施行と鈴木小兵衛の検挙を経て昭和17年に入っても、検挙者の罪科と適用法条との整理に時間がかかり、比較的立証・立件が容易な、新治維法1条1項団体結成罪違反として、情野義秀以下5人の中核関係者が送致されたのは、さらに2か月後の2月28日であった。

この2月28日に送致された中核関係者5人については、満鉄調査部事件とは一応無関係に、4月16日、新京高等検察庁から新京高等法院に一斉公訴提起（起訴）がなされたが、その趣旨は、平賀貞夫、情野義秀ら6人が「相会合シテ：当面ノ運動方針：ヲ協議決定シ：我國ノ國體変革ヲ目的トスル無名ノ秘密結社ノ組織ヲ為シタ」ということだった。

新京高等法院公判廷にあって、治維法1条1項違反として5人全員に無期徒刑の判決が下されたのは、後述の満鉄調査部事件第1次一斉検挙が行われた昭和17年9月21日間近の、同年8月28日のことであった。全員、満洲国最高法院への上告を行わず服罪したが、これは、治維法1条1項違反は、死刑か無期の選択しかなかったためである。

中核関係者を除く一斉検挙者については、新治維法施行後も、罪科と適用法条との整理が一向に進まず、一番早かつ

た佐藤大四郎ですら、治維法5条1項違反での送検は5月5日で、容疑者の検察への送致そのものが、新たに生じつつあった満鉄調査部事件の関東憲兵隊による調査開始と平行しつつ、5、6、7月へとずれこんでいった。

そして、これら送致者のうち、現地活動そのものではないが、これに関連する文書の作成配布や講演などの内容が、治維法5条1項（宣伝罪）違反として立証・立件が可能と考えられた佐藤大四郎以下6人については、春・夏・秋にかけて、逐次、新京高等法院への起訴が行われていった。

VII 興農合作社事件から満鉄調査部事件へ——鈴木小兵衛の告発

満鉄調査部事件の発端は、当初は興農合作社事件の容疑者として検挙された、協和会調査部参事の鈴木小兵衛によるところが大きい。即ち、関憲報告はこの間の事情を、（昭和16年12月に検挙された）鈴木が、「（17年）4月頃には……………真に日本人として甦生の第一歩を踏み出すと共に……………今尚不逞思想より覚醒せざる嘗ての満鉄調査部同志に対し……………彼等の思想傾向竝左翼活動に就き自己の知り

得る一切を供述するに至ったのである」、としていた。このような状況は、在東京の憲兵司令部本部経由で、関東憲兵隊司令官や関東軍参謀課長を歴任して満洲事情に詳しい東条首相（兼陸相）にも伝えられ、憲兵組織あげての満鉄調査部の徹底的究明が開始されたものとみられる。

鈴木は、上記に引き続き、「その運動発生の因由、運動の概要と主要なる左翼分子、大上末廣以下実に六十余名を指摘し、捜査遂行に大なる寄与を為したのである」とされる。これに加え、晩春から初夏にかけて、鈴木らの協力のもと、論文・講演記録などの索出・検定作業が進められ、摘発対象者が次第に固まっていた。

上述の佐藤大四郎以下の興農合作社事件関係者の宣伝罪違反による起訴と、満鉄調査部関係者の立証、立件方針の具体化とが、同時並行的に進んでいたのは注目に値する。

VIII 満洲国建国十周年、加藤関東憲兵隊司令官、そして満鉄調査部事件第1次一斉検挙

昭和17年は満洲国建国十周年にあたり、朝野にわたって祝祭気分が横溢していた。事実、満洲国の国力も充実し、また、満洲国の守護神、関東軍の実力も、昭和17

年6月策定の「国軍軍容刷新要綱」により往時の最高のレベルに達していた(昭和18年に入ってから)は関東軍精鋭部隊の相次ぐ極秘裏南方転出によりその兵力は「つるべ落とし」となっていく。

このような情勢下、東条首・陸相の意向を受けて、昭和17年8月1日、満を持して関東憲兵隊司令官として登場したのが、憲兵司令部本部長・加藤泊治郎陸軍憲兵少将であった。

新京に着任した加藤司令官は、建国10周年にわく新京にあつて、記念式典行事直後の昭和17年9月17日、同月21日を期しての満鉄調査部第1次一斉検挙命令を下達した。この第1次一斉検挙の対象は、ほぼ全員が大上末廣京都帝国大学助教など、現・元満鉄調査部関係の28名。動員した憲兵隊(及びその検挙対象人数)は、東京(1)、京都(1)、新京(7)、大連(10)、北京(3)、上海(4)、南京(1)、杭州(1)で、関東憲兵隊のみならず憲兵組織をあげての取り組みであったことをうかがわせる。特に、上海と北京の多さ、また所属組織別としては、満鉄新京支社(7)と大連満鉄本社(7)の同多数が注目される。しかしながら、これら一斉検挙者の新京高等検察庁への送致については、検察、憲兵隊双方の事

情により、半年以上たった下記の新京高等法院での宣伝罪違反判決以後のこととなった。

IX 新京高等法院における興農合作社事件関係者の宣伝罪違反判決

昭和17年の春・夏・秋にかけて逐次新京高等法院への起訴がなされた興農合作社事件関係の佐藤大四郎以下6名の宣伝罪違反の対象となった宣伝行為は、論文等の執筆・公刊、公開の講演などであった。昭和18年4月15日の新京高等法院の判決では、これらの行為を「窮極ニ於テハ我國體ヲ変革シテ共產主義社会ヲ実現センコトヲ企図シ……以テ我國體ヲ変革スル目的ヲ以テ其ノ目的タル事項ノ宣伝ヲ為シタルモノ」と認定することによって、佐藤大四郎に徒刑12年、以下5人に、7、5、3年の実徒刑判決となった。これが、「書齋派」に対しても治維法に定める「宣伝罪」を適用し得るとする判例となった。結局、興農合作社事件関係検挙者52名中、起訴・有罪判決者は、団体結成罪5名と宣伝罪6名の計11名にとどまった。

X 関東憲兵隊の凱歌と満鉄の事件対応策

関東憲兵隊は、昭和18年4月の右の新

京高等法院の宣伝罪違反判決に力を得て、5月以降、春・夏・秋にかけて、病氣、罪状輕微等による釈放者を除いた第1次一斉検挙者を、次々と新京高等検察庁へ送致していった。

さらにまた、関東憲兵隊は7月17日、9名の満鉄調査部事件第2次一斉検挙を断行した。この中には、石堂清倫や、のちに未決監で死亡する守隨一も含まれていた。彼らもまた、病氣等による釈放者3名を除き、10月末には一斉送致された。

かくして関東憲兵隊は、昭和18年末、満鉄調査部事件関係全検挙者44名について、12月26日の鈴木小兵衛の最終送致、27日の枝吉勇の最終釈放を了して、「九・二一事件第一次検挙に着手し、その後中間検挙、第二次検挙を実施し、鋭意慎重なる取調をなしたる結果、昭和18年12月27日を以て憲兵としては未だ嘗て類例を見ざる劃期的思想事件に對する一切の處理を大過なく終了し得た」(関憲報告)と胸を張り、凱歌をあげたのだった。

他方、満鉄当局は自粛措置として、第1次一斉検挙者の解職(S18・3・1)、満鉄調査部(大連)の満鉄調査局(新京)への格下げ移転(S18・5・1)、第2次一斉検挙者の解職(S18・12・31)、そして夏から年末にかけ検挙者以外の、

佐々木義武、向坂正男、平野義太郎ら40名について、転属、降格、現業配転、嘱託解除等の行政処分を実施した。

XI 新京高等検察庁での起訴・猶予の分別および新京高等法院での飯守重任裁判長判決

満鉄調査部事件に関する起訴が行われた昭和19年。その1〜3月の間に、極めて非衛生成な未決監において、大上末廣、守随一ら5名が発疹チフス、栄養障害のため死亡するという悲惨事が起きたのだが、この年はまた日独枢軸国側が月を追うごとに必敗の情勢へと追い込まれていく道程であり、特に7月の東条首相（陸相）の失脚後、関東憲兵隊の本件に関する関心も急速に薄れていった。結局、新京高等検察庁において、送致者37名につき、起訴・同猶予の振分けがなされたが、起訴事由は、治維法5条1項宣伝罪違反であった。

年を越した昭和20年5月1日、満鉄調査部事件で起訴されたうち死亡者を除いて、鈴木小兵衛を含む全20名に対して、治維法5条1項宣伝罪違反該当として、期間の異なる執行猶予付徒刑3年の判決が下された（刑法8条、64条、叛徒法3条、治維法5条1項）。

この判決時、ヨーロッパ戦線はドイツ降伏の寸前、日本は沖縄で最後の絶望的反転攻勢作戦の展開中、満洲国もこれまた絶望的な、関東軍による在満邦人男子の「根こそぎ招集」が開始されるときにあっていた。

同じ宣伝罪違反として、興農合作社事件で徒刑12年、服役中獄死した佐藤大四郎。他方、満鉄調査部事件で執行猶予付徒刑3年の鈴木小兵衛。このような量刑の差は、どこからきたのか。結局は、戦局の推移に応じつつの、満洲国法曹人の関東憲兵隊への「義理立て」判決だったからではないのか。

XII エピローグ

——王道楽土での焚書坑儒

太平洋戦争開始の1か月前に始まり、満洲国の崩壊の3か月前までの3か年半にわたって繰り広げられた興農合作社・満鉄調査部事件は、百人近い在満日本人の生活を大きく変えるものだった。

興農合作社事件の生起・処理、そしてその満鉄調査部事件への繋がりが方、さらには、満鉄調査部事件の捜査の開始から判決に至る全過程を、改めて「罪と罰」的に検証してみる時、前段の興農合作社事件にあっては、いかにも「泥縄——事

後法による処理」の感が否めない。さらに後段の満鉄調査部事件にあっては、よしんばそこに、鈴木小兵衛の如き人物が介在していたことが大きな誘因であったにしても、端的に言えば、それは、第2次世界大戦下における、「王道楽土」満洲国を舞台とした、東条憲兵政治の発現たる、「関東憲兵隊の、関東憲兵隊による、関東憲兵隊のための」、「宣伝罪」を奇貨として無理に作り上げられた、まさに現代の「焚書坑儒」事件といえる。

このように興農合作社・満鉄調査部事件には、その発端から幕切れまで、第2次世界大戦の刻印が、はっきりと押されていたのであった。

（5月2日・フォーラム）

講師略歴（まつおか すずむ）

1935年 北海道生まれ。

1941〜46年 中国東北（満洲）で過ごす

1958年 東京大学経済学部卒業

農林省（現・農水省）入省 東海農政局長など

1986年 退官

著書『松岡二十世とその時代』ほか